

JARI-RB 審査ニュース

第159号
[2010年6月15日]

財団法人 日本自動車研究所
審査登録センター (JARI-RB)

7月からの審査についてのお知らせ

7月実施の審査より、以下の施策を進めさせていただきますのでご連絡申し上げます。

【全組織対象】

以下の帳票を改訂します。

① 審査所見書について

審査結果のまとめを記載出来るように、「リーダー所見」欄を追加します。

② 審査指摘書と観察事項について

担当審査員が作成して署名出来るように、「メンバー署名」欄を追加します。

(リーダーが承認します)

【複数サイトを有する組織を対象】

サイト別審査所見書を新設しました。

大規模のサイトについては、リーダーの判断により、このサイト別審査所見書を提示します。

初回登録(環境)

登録番号	登録日	登録者名	登録範囲
JAER0794	2010. 5. 7	田中工業株式会社	プレス機械の解体, 整備, 修理及び据付
JAER0795	2010. 5. 28	ワールド電子株式会社	電子回路部品実装基板の製造

更新登録(環境)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAER0031	2010. 5. 15	いすゞエンジン製造北海道株式会社	自動車用エンジンの製造
JAER0241	2010. 5. 15	豊臣機工株式会社	自動車用塑性加工部品の製造及びプレス金型の設計・製作
JAER0242	2010. 5. 15	株式会社ダイナックス	乗用車・商用車並びに産業用・建設機械用・船舶用の湿式摩擦材・プレート等、摩擦機能部品の製造、販売
JAER0243	2010. 5. 15	株式会社中外	自動車用遮音部品、吸音部品等の製造及び工業製品の販売
JAER0244	2010. 5. 15	ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社	ATV, ゴルフカー, 発電機, 汎用エンジン等の開発・製造・販売
JAER0246	2010. 5. 30	清水工業株式会社 山梨工場	自動車用プレス部品, 住宅部材及び電気部材の製造
JAER0247	2010. 5. 30	極東開発工業株式会社 横浜工場	ダンプトラック, 1台積車両運搬車の荷台の製作と架装, 脱着ボディ, ムービングデッキの製作と架装, コンテナの製作と テールゲートリフターの架装
JAER0250	2010. 5. 30	デンソー機工株式会社	エアコン部品及び電装品の生産
JAER0251	2010. 5. 30	ナイルス株式会社 茨城工場・宇部工場	自動車用電装部品製造
JAER0579	2010. 5. 7	半田重工業株式会社	フォークリフトなど各種産業用車両・装置用油圧シリンダーの設計・開発及び製造並びに各種産業用車両・装置における製缶及び機械加工部品の受託製造
JAER0580	2010. 5. 7	幸和工業株式会社 本社工場	自動車用金属部品の試作, 板金加工, 簡易金型の製造
JAER0582	2010. 5. 21	株式会社町井製作所	自動車用プレス部品の製造
JAER0738	2010. 5. 11	株式会社かね丈商店	鉄, 非鉄金属スクラップ加工, 卸売及び産業廃棄物の収集運搬, 中間処理
JAER0739	2010. 5. 11	美濃東久株式会社	産業車両用及び自動車用ワイヤーハーネスの製造

更新登録(品質)

登録番号	更新日	登録者名	登録範囲
JAQR0141	2010. 5. 22	有限会社鈴木鉄工	自動車及びオートバイ用金属部品の切削加工
JAQR0142	2010. 5. 22	株式会社クゼー	サーモスタット, サーモエレメント, マニホールドサーモ, サーモスイッチ, プレッシュャースイッチなどの自動車用サーモデバイスの設計及び製造
JAQR0143	2010. 5. 29	佐久間産業株式会社 郡山工場	四フッ化エチレン樹脂製のピストンリング及びスリッパースीलなどの製造並びにウレタンゴムシールの製造
JAQR0144	2010. 5. 29	株式会社深谷製作所	フォークリフト用アタッチメント, 車体部品及び自動倉庫走行 フレームの製造

・登録情報の詳細はJARI-RBホームページ (URL:<http://www.jari-rb.jp/>) をご参照ください。

環境関連法規等の動き (10.4/20~10.5/19)法令情報**「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」** (2010.5.19 環境省第三十四号)

公布：2010.5.19 施行：一部を除き、公布の日から1年を超えない範囲の政令で定めた日から施行。

I【改正の背景】現状から二つ課題と改正すべき項目が揚げられており、これらの見直しと改正が行われた。

1. 廃棄物の適正な処理を巡る課題；産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要、廃棄物処理施設の維持管理の強化が必要、優良な廃棄物処理業者の育成が必要。
2. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題；産業廃棄物の排出抑制が必要、循環的利用の確保が必要、焼却時の熱利用が進んでいない。

II【改正の概要】**1) 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化**

- (1) 産業廃棄物を事業所の外に保管する際には都道府県知事への事前届出が必要。また、非常災害のための応急措置による保管の場合も2週間以内に届出。(法第12条第3,4項及び法第12条の2第3,4項関係)
- (2) 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理に関する例外として(法第21条の3第1項関係)
建設工事が数次の請負によって行われる場合は元請業者を事業者として規定を適用する。
- (3) 清潔の保持等における土地所有者等に係る努力義務の創設；
不適正に処理された廃棄物を発見した時は、速やかに、都道府県知事他に通報する。(法第5条第2項関係)
- (4) 不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を3億円以下の罰金に上げた。(法第32条第1項1関係)
- (5) 事業者の処理に係る 第12条第7項に『 』の条文が追加された。(法第12条第7項関係)
産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、『当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い』、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。(注記：地方条例では現地確認の規定もある。)
- (6) 法第12条の3第2項として産業廃棄物を生ずる事業者に対する産業廃棄物管理票に係る責務が加わった。
管理票を交付した者(以下「管理票交付者」という。)は、当該管理票の写しを当該交付した日から環境省令で定める期間保存しなければならない。(注記：管理票のA票は公付した日から保存を義務化。)

2) 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- (1) 廃棄物処理施設に係る定期検査；一定期間ごとに基準の適合に係る検査を受ける。
(法第8条の2第2項及び法第15条の2第2項関係)
- (2) 廃棄物処理施設の維持管理を確保するための措置；最終処分場の許可取消し処分に際し、許可を取消された者又はその継承人は廃止基準に適合するまでの維持管理を行う義務を有する。
(法第9条の2第3項及び法第15条の3の第2項関係)

3) 産業廃棄物処理業の優良化の推進等

- (1) 産業廃棄物処理業の許可の有効期間に係る特例；事業の実施能力及び実績から期間を勘案できるようになった。
(法第14条第2項及び第7項並びに法第14条の4第2項及び第7項関係)
- (2) 廃棄物処理業務等の許可の欠格要件に係る規定の合理化；連鎖的な許可の取消しに対する手当が行われた。
(法第7条第5項第4号二、法第7条の4第1項及び法第14条の3の2第1項関係)

4) 排出抑制の徹底(第33条第2号及び第3号関係)

多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画実施の状況報告をしなかった者は20万円以下の過料。

5) 適正な循環的利用の確保(法第15条の4第5項関係)

廃棄物を輸入できる者の拡充；国外廃棄物を他人に委託して適性に処理することができ、国内において処分することに相当な理由がある者を追加した。

6) 焼却時の熱利用の促進(法第9条の2の4第1項及び法第15条の3の3第1項関係)

熱回収の機能を有する廃棄物処理施設に係る特例；熱回収施設を設置している者は、技術上の基準及び申請者の能力に関する基準に適合する時は、都道府県知事の認定を受けることができる。

(参照) http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010.html

一般情報「キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の論点」に対する意見の募集 (2010.4.26環境省)

意見募集期間：2010.4.26～2010.05.26

【概要】地球温暖化対策基本法案第13条では、国内排出量取引制度の創設が規定され、法制上の措置について、法の施行後1年以内を目途として成案を得ることとされており、制度設計のために意見募集が行われた。なお、意見募集に際し、1から7までの該当箇所とまとめにおける論点が例示されている。

1. **対象期間**; 中期目標（2013年～2020年）の期間を基本、複数期間に分けた段階的な実施方法の検討、それ以降の2050年の長期目標に至る経路の在り方など。
2. **排出枠の総量**; 対象（産業、業務、運輸、エネルギー転換）部門の技術動向等を踏まえた設定、中長期目標に照らして進捗状況を点検・管理しながら必要に応じた見直しの方法、各部門のカバー方法など。
3. **対象ガス**; 当初はCO₂（エネルギー起源、非エネルギー起源）を基本とし、状況により追加など。
4. **排出枠の設定対象**; エネルギー起源CO₂については化石燃料の生産・輸入（川上事業者）、販売と消費（川下事業者）の対象のとりかた、消費では電力に係る直接排出と間接排出の捉え方、電力原単位（1kW当たりのCO₂排出量）の低減の担保方法、排出枠適用単位の取り方（設備単位、事業所単位、企業単位の排出量等から設定）など。
5. **排出枠の設定方法**; 排出枠総量を踏まえ、適用単位ごとに排出枠を設定する方法（無償割当と有償割当の組み合わせ方法）、国際競争力やリーケージへの影響に対する必要な措置、新規参入や閉鎖時の取扱い、原単位方式についての考えかたなど。
6. **費用緩和措置**; 企業コストを緩和するための措置についての考えたなど。
 - ①バンギング（余剰排出枠を次年度に繰り越し）
 - ②BORROWING（次年度以降の排出枠を前倒しで使用、又は政府からの借り入れ）
 - ③外部クレジット（京都メカニズムクレジット等の海外クレジット、国内削減・吸収努力に伴うクレジット）の活用
 - ④国際リンク（他国の制度とリンクし相互に排出枠を流通化とする）
7. **その他**; 遵守ルール、排出量のモニタリング・算定・報告・公表、第三者検証などのもの。

(参照) <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12423>

受審者からひとこと

ISO14001の認証取得にあたり

田中工業 株式会社
専務取締役 田中 大和

1. 会社紹介

当社は昭和38年7月に設立されたプレス機械メンテナンス会社であります。

板金プレス，鍛造プレス，油圧プレスを問わず，また，国内外メーカーを問わず手掛けることを基本理念として歩んできました。

特に近年はプレスも大型化し，メンテナンスの工期短縮，コストダウンの要望に応え，現地加工機による加工などお客様のニーズに合わせた保全を手掛けております。

2. 導入の背景

お客様からの要望で環境に対する要求事項が厳しくなり，時代の流れへ対応すべくISO導入を決定しました。

3. 認証取得への取組み

2009年4月にキックオフ，事務局も同時に立上げスタートを踏切りました。

前半はマニュアル，関係法令など会社組織としてのコンプライアンスを重点に洗い出しを実施し書類整備を進めていきました。

また，週1回定例EMS会議を実施しながら社内環境の問題点を話し合い，対策，対応へと流れを作り出しました。

後半は管理者，特別，一般の教育を主体に社員育成を進めてまいりました。

文書審査，本審査では一部不適合もでしたが，対応を適切に実施したことにより認証を得ることができました。

4. システム導入のメリット

ISO活動により社内会議の重要性が再認識され，EMSはコミュニケーションツールとしての役割が大きいと再認識しました。

月1回の会社周辺清掃活動においては，近隣住民の方からの要望などを聞き地域貢献できたことも大きな励みになりました。

廃棄物リサイクル化も進めることにより，今まで有料処理していた物が，分別することにより有益資源へ変わるなど会社にプラス面の結果も出てまいりました。

目に見えた効果としましては，電力，燃料など固定費としての削減実績に大幅な改善がみられたことが活動で確認できました。

5. 今後の活動と取組み

今後の取組みとしましては，EMSを客先工事においても充実させ，お客様からより信頼できる会社へと発展させていきたいと思っております。

その為にも，社員教育，育成をEMS活動を通じて実施することが，今後の取組みの主軸となると思っております。

